

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場	納期（履行） 期	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備 考
1	産業廃棄物収集運搬処理	久居駐業補給科	R8.9.30	R8.7.14	R8.7.23 11:00	R8.7.23 14:00		関係自治体の産業廃棄物収集運搬・処分許可証の写し（※持する場合は委託金のもの）を見積書提出期限までに提出すること。

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118
住所三重県津市久居新町975
契約機関名（担当）第337会計隊（坂本）
電話番号（内線）059-255-3133（内429）
FAX番号059-255-3290

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額 円

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
産業廃棄物収集運搬処理	仕様書による	セット	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業補給科		納 期	8.9.30	
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
担当者連絡先

市 場 価 格 調 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
産業廃棄物収集運搬処理	仕様書による	セ ッ ト	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業補給科	納 期	8.9.30		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調書提出期限：R 8 . 7 . 2 2 1 7 : 0 0

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第 3 3 7 会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

仕 様 書

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 名 称 | 産業廃棄物収集運搬処理 |
| 2 | 場 所 | 三重県津市久居新町975 陸上自衛隊久居駐屯地 |
| 3 | 概 要 | 久居駐屯地で発生した産業廃棄物等の運搬処理 |
| 4 | 処理数量 | 産業廃棄物 (混載) 2300kg、マットレス層×220枚 |
| 5 | 共通事項 | (1) 本作業は、仕様書によるほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物を処理するものとする。
(2) 本作業においては仕様書に明示されない事項について、作業を実施する上で当然なすべき事項については、請負業者の負担にて実施するものとする。
(3) 本作業において、疑義が生じた場合は担当係と協議を行い、その指示に従うものとする。 |
| 6 | 特記事項 | (1) 廃棄物の確認については、業者により直接行うものとする。
(2) 作業実施日程等については、平日0900～1600、1日で完了とし、担当者との調整による。
(3) 本作業中に建物等に損傷を与えた場合、請負業者の責任において復旧する。
(4) マニフェストについては、請負業者が準備するものとする。
(5) マニフェストE票は、令和8年9月30日までに提出するものとする。 |
| 7 | 報 告 | (1) 作業写真
作業中：搬送車両を含む車番・コンテナが明瞭な状況
搬出時：搬送用車両への廃棄物積載状況
処理場：処理されている状況がわかるもの
(2) 作業終了後は速やかにマニフェスト、写真（デジタル可）ネガを提出するものとする。
(3) マニフェストについては、法律に基づき適正に処理するものとし、排出業者に対して処分状況等の報告を行うものとする。 |
| 8 | 検 査 | (4) その他、担当係の指示する事項
本作業は提出書類等提出後、担当係の合格をもって完了とする。 |